

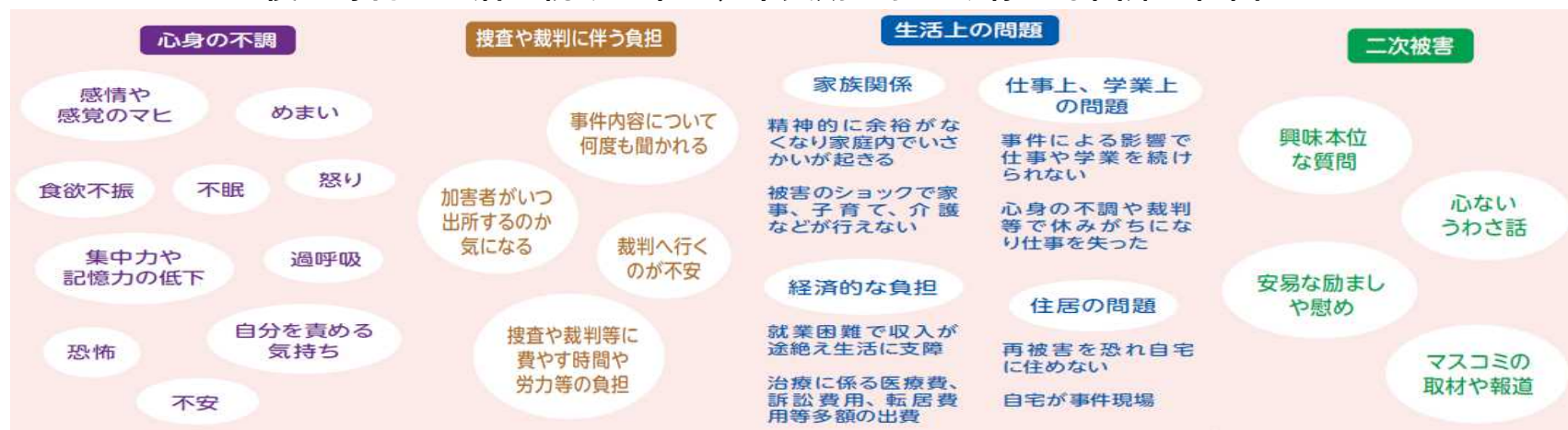
犯罪被害者等の現状及び犯罪被害者等支援の必要性

参考資料
パブコム・関係機関等照会用

刑法犯認知件数は年々減少しているものの、凶悪な事件や悲惨な交通事故は未だなくならず、誰もが犯罪被害者等となる可能性がある九州8県における本県の状況（R2年）刑法犯認知件数2位、重要犯罪総数3位

犯罪被害者等支援団体（ゆいセンター）における相談支援件数は、年々増加し、R2年度は過去最多件数H28年度781件→R2年度1,366件(約75%増)

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も毎日の生活を続ける中で、中長期にわたり様々な困難に直面している



①支援ニーズの多様性

- ・ 情動的、経済的、専門的（医療、心理、法律等）、日常的（福祉・保健、雇用、教育、住宅等）な支援が必要
- ・ 個々の事情に応じた適切かつ継続的な支援が必要

②関係機関・団体の連携・協力の重要性

- ・ 単一の機関・団体の取組には限界があり、継ぎ目のない中長期的支援の実施には連携協力が必要

③犯罪被害者等に対する県民、事業者の理解

- ・ 犯罪被害者等は地域社会において配慮・尊重され、支えられることが被害の回復・軽減に繋がる

犯罪被害者等支援条例が必要となる背景及び条例の概要

参考資料
パブコメ・関係機関等照会用

<法律・条例の制定>

- 平成15年制定「ちゅうちな一安全なまちづくり条例」
- 平成16年制定「犯罪被害者等基本法」

【犯罪被害者等の権利】すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。(第3条)

【地方公共団体の責務】地方公共団体は、地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。(第5条)

▶ * 支援の必要性の社会的認知。国による本格的な取組もスタート。

<情勢の変化>

- 支援は、支援関係者、県民、事業者の社会全体で取り組む必要があることから、地方公共団体における犯罪被害者等支援の重要性が高まっている。

<課題>

- 地域の状況に応じた犯罪被害者等支援のための施策の策定及び実施には、当該施策の策定から実施の過程において、犯罪被害者等、犯罪被害者等支援に関し知見を有する者等の意見を反映させる仕組みが不可欠である。

<本県における必要な取組等>

- 基本方針及び計画に基づく施策の実施
- 施策への県民（被害者等含む）の意見の反映
- 計画に定める施策の実施状況の公表
- 沖縄県犯罪被害者等支援審議会（附属機関）の設置
- 市町村への協力

<期待される効果>

- 犯罪被害者等支援の推進に必要な体制整備の促進
 - 犯罪被害者等に対する県民等の理解増進・気運醸成
 - 犯罪被害者等の権利利益保護
 - 犯罪被害者等が受けた被害の回復・軽減
- 誰もが安心して暮らすことができる社会の実現

<主な用語>

犯罪等：犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為

犯罪被害者等：犯罪等により害を被った者、その家族・遺族

犯罪被害者等支援：犯罪被害者等が、その受けた被害を回復・軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組

二次被害：犯罪被害者等が、加害者以外の者から、犯罪等に起因して受ける精神的な苦痛、経済的な損失その他の被害

「沖縄県犯罪被害者等支援条例」の運営イメージ案

